

社会福祉法人函館共働宿泊所役員及び評議員等報酬支給規則規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館共働宿泊所の非常勤の理事長、理事、監事、評議員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 報酬の種類及びその額は、次のとおりとする。

(1) 会議報酬 1日につき 5,000円(税込み)

(手当の支給)

第3条 報酬の支払いについては、会議等（理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、研修会等）の開催後に源泉所得税額を差し引いた額を現金にて支給する。

(費用の弁償)

第4条 役員等が、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 会議等の開催地が渡島総合振興局及び檜山振興局管外の場合には、社会福祉法人函館共働宿泊所旅費規程に基づき費用を弁償することができる。

ただし、役員等の居住地において開催される会議等にはこれを弁償しない。

(規程の撤廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経 過)

1. 平成29年 2 月 27日

規程設定 (理事会)

1. 平成29年 6 月 20日

規程認定 (評議員会)
(平成29年 4 月 1 日 実施)